

# 希望 21

People's Hope for 21 century

ありふれたことだけど  
かけがえのない  
希望がここにある

平和・自治・共生

## No.53 特集・「平和憲法」の危機

2000年2月30日発行

1部 200円 年間購読 3000円

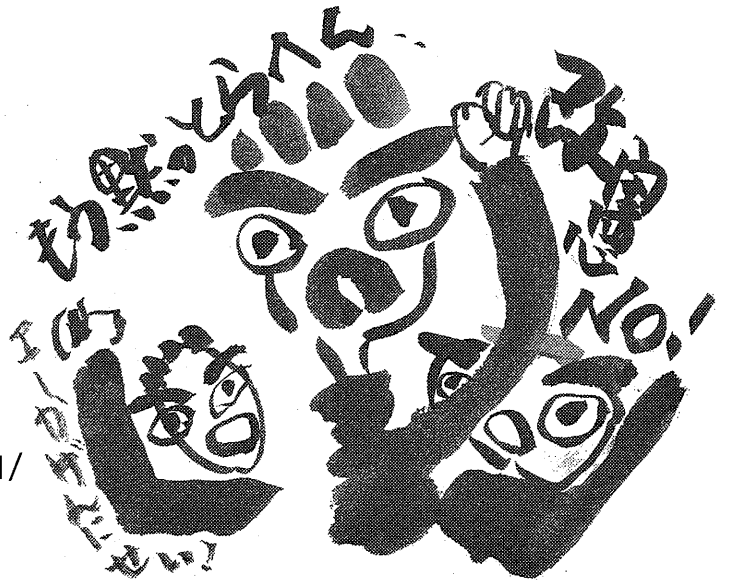
神奈川県相模原市上鶴間2973-3-110

TEL & FAX 042-740-4794

E-mail kiboh21@mtj.biglobe.ne.jp

HomePage <http://www5a.biglobe.ne.jp/~kiboh21/>

郵便振替：00100-1-97125 希望21



## 新たな平和運動のイニシャティブを!

—「憲法調査会」・改憲の流れに抗して

私たちの土俵を創り出そう — (後半)

津田光太郎 (全国委員)

今国会で設置された憲法調査会は、2月16日(参院)、17日(衆院)と相次いで初会合を開き、国会での憲法論議が本格的にスタートしました。

初会合では各党の代表者が党の基本姿勢を表明し、2回目以降からは衆院憲法調査会では参考人質疑(トップは古関彰一・独協大法学部教授[憲法学])に入り、参院憲法調査会では大学生20~30人を公募して調査会に招き、意見交換をする、と報道されています。

社民党は、「調査会を踏み台とした改憲論の狙いには与しない。憲法調査会の任務は、あくまでも『調査』であり、調査会は憲法に規定された尊重・擁護義務を踏まえ、現行憲法の理念の徹底実現のために万全の方策をこそ検討すべきである」と考える。……現実との乖離を理由に憲法の条文を変えようというのではなく、今の憲法の本質・理

念を現実の中に活かしていく立場を重視する。数多い憲法違反問題を洗い出し、どこに憲法違反の原因があるのか明らかにしたり、日常の国民生活の中で憲法がどのように扱われているかをきちんと検証したりする取り組みを強化する。」(2月15日の声明)との憲法調査会への態度表明を行いました。憲法調査会を改憲議論の場にしてはならないという意味で、共産党も同じ意見でしょう。憲法調査会は、かりに発案の本音が改憲であったとしても、あくまで調査会なのですから、それはもちろん正論だと思います。

\* \* \*

しかし一方で、それがいかに正論ではあっても、現状では最大限抵抗に過ぎないということも、皆知っています。そもそも、何のために調査する

のかも定見のない調査会で一体何が調査できるのか、あまりにもいかがわしいまやかしたといわざるをえないからです。とりわけ憲法9条問題で、改憲を主張するものと9条をさらに活かしていきたいと願うものが、同じテーブルで調査を共同することなどできるとは思えません。

「論憲(護憲か改憲かということにとらわれずに幅広く議論する)」の主張は、こうしたいかがわしい調査会発足の地ならし役となりました。「論憲」の主張のなかに、9条の問題だけでない新しい権利(環境権、プライバシー権等々)の申し立てがあることを、知らないわけではありません。それならそれで、ハッキリ言ったらいいことです。でもそれは「論憲」ではなく、改憲の主張です。そして、「議論しよう」と言ったらいい。新しい造語など必要ないはずです。こんな言葉の遊びの横行が、政治の議論をますますうんざりさせ、いかがわしいものにさせる元凶なんじゃないでしょうか。

\* \* \*

私は、まず憲法9条の問題から議論すべきだと思います。誤解の無いように言えば、憲法調査会においてそうだというものではありません。まやかしの議論を、私たちの側からつくり変えるべきだと思うのです。

前号で、9条を戦争への歯止めだとする考え方に、疑問を呈しました。繰り返しますが、私たちが望むと望まざるとに関わりなく、世界規模の戦争や紛争の場に日本が身を置かざるを得ないことに何の変わりもないからです。

敢えて言えば、9条が単なる戦争への「歯止め」なら、むしろない方が良くともさえます。これ

はおもいきり皮肉を込めた言い方ですが、もし仮に9条が無く、軍事が国会の場で議論されてきていたなら、米日の軍事同盟に他ならないガイドラインの締結を、この国会で議論することもなく成立させることなど出来なかったはずですが。他国の軍隊を巨額の税金をつぎ込んで支えることを「思いやり」などとは決して言えなかったはずですが。ほかのどの国もが躊躇し、これだけは許さなかった米空母の母港提供や、沖縄における師団規模での海兵隊前線基地提供といったことを、ほかならぬ9条を持った日本だけが許しているという事実を、私たちはどう理解すればいいのでしょうか。

\* \* \*

今、平和の問題について考えるとき、どうしても避けて通ることの出来ないことは、戦争と平和が地続きになり、境界線なしに繋がってしまった現在の戦争や紛争の性格というか、ありのままの姿をしっかりと見極めることではないかと思いません。湾岸戦争の時には、日本国内では「国際貢献」という戦争の別名まで登場しました。アメリカ自身は、ペルシャ湾でのあれだけの近代戦力の行使を、戦争と呼んだことは一度もありません。そして、私たちが憲法上許される範囲はどこまでかという議論に飲み込まれる形で、ついに自衛隊のペルシャ湾派兵までひきずられていきました。宣戦布告無き戦争の時代に、平和を願う私たちは、一体どこで歯止めを掛けたらいいのでしょうか。改憲をめぐるテーブルは、今また同じ土俵の上で作られようとしています。私たちは、それを許してはいけないと思います。

今必要なことは、嫌なことには嫌だとハッキリ「No!!」を突きつ

ける事だと思います。そして、その中から、どこまでが許されるかなどと言った議論でない、平和を私たちが自分たちの努力のなかから生み出していける新しい平和運動のイニシアティブを一緒に作っていきましょう。私たちの憲法9条の選択です。

眠ってるのやねに力、蓄えとんのか



# クールな批評じゃなく、熱い怒りと行動を!

希望21・未来はみんなでつくり隊 菅原和之(ニヨキ)

衆参の憲法調査会の議論が始まった。案の定、自由党は「3年以内に憲法改正案試案、5年以内に改正」を求めた。第2次世界大戦後、戦争の悲惨さと反省の産物として何とか手にした「平和憲法」は、制定以降一度も具体的な実現を見ないまま20世紀最後の年に、その平和憲法は「改正」の危機を迎えている。社民党と共産党は、「日本の憲法の先駆性を証明する」立場で議論を進めようとしているが、その意見はあまりにも少数だ。

議会内で少数の社共は「世論頼み」ということだが、自公の翼賛性は怒りよりも無気力を産み出すようで、私たち憲法擁護の立場で運動を進めようとするものたちの声は、ガナリ声に聞こえるのか、今イチ広がりをもてていないのが現状である。以前であれば、党派を超えて保守政党の中にも護憲派の存在感はあったが、自民党内の護憲派はもはや主流とは言えず、宇都宮徳馬氏や三木武夫氏の流れを汲む議員たちの声は表に出てこない。野党第1党民主党にしても旧社会党の護憲派議員は言わば「干された」状態にある。

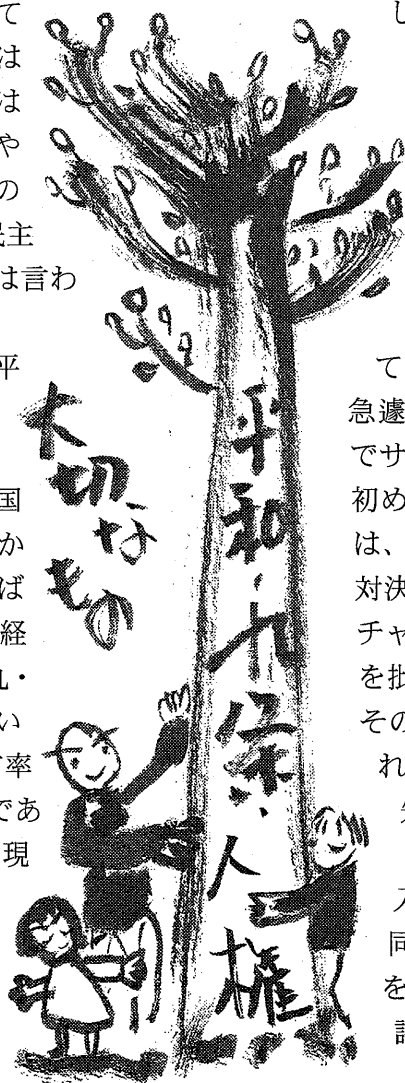
オランダハーグで行われた国際平和会議で「日本の憲法9条を世界に」と決議されたことは記憶に新しいが、そのことを最も軽んじているのが国際社会の中では日本なのではないかというほどに報道も冷たい。そればかりか、第2次世界大戦へと至る経緯も教訓化されていないのか? 日の丸・君が代を国旗国歌にしてしまうという法律に賛成した議員の国会内占有率は、戦前の大政翼賛会とほぼ同じであるという。戦前に文学や音楽の表現が著しく制限され、その表現活動は軍国主義への先導に使われた。昨年行われた天皇在位10年記念式典において、レコード大賞受賞グループであるGLAYのステージが

入れこめられたことについては、多くの違和感を振りまきながらも、市民に対して悪い意味で「免疫性」を植え付ける意図があるのではないかとかんぐらざるを得ない。GLAYがフルメンバーで参加しなかったことは、ロックミュージックの良心と私は受け止めているが、そのことはほとんど報じられていない。忌野清志郎氏のアルバムが「PUNK君が代」というナンバーが入っているという理由で発売中止になってしまった(後日インディペンデントレーベルより発売)。これは政府の圧力ではなく、メーカーの自主規制だが、この自主規制こそ危ない。今までの放送禁止処分をされたナンバーのほぼ全ては放送業界の自主規制であり、政府の圧力というのはほとんどない。しかし業界の規制は時々の政府の意向を汲む方向性であることは明らかである。

いま学ぶべきは、第2次世界大戦前、ナチスドイツの台頭に対して、正面から対決した喜劇役者チャールズチャップリンの姿ではないか。ヒットラーの台頭に警戒感を強めたチャップリンは当時企画していた新作コメディの製作を中止し、急遽「独裁者」の製作に入った。それまでサイレント映画だったチャップリンが初めて台詞入りの映画を製作した。それは、なんとしてもヒットラーと正面から対決する必要があると考えたからだ。チャップリンは戦後も米ソの核軍拡競争を批判するなど断固とした姿勢を貫き、そのことでエンターテインメント界を追われることになるが、彼の作品の評価は知られている通りである。

オーストリアでは極右政党が政権入りし、この日本でもその極右政党と同じ名前の自由党が「憲法改正」で声を張り上げる。この状況をクールに批評するだけでは危険だ。

(途)



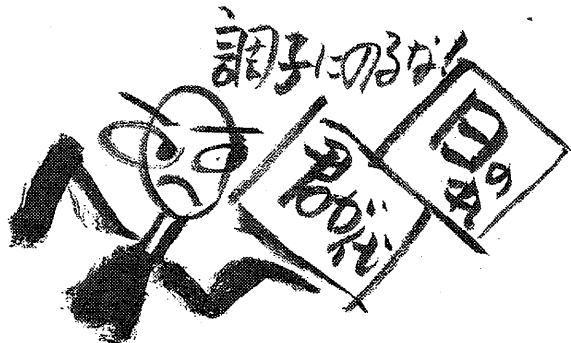
# 改憲と教育基本法 「改正」の動き

全国委員 金子光史 (希望21・町田)

1月の参院本会議代表質問のなかで自由党の扇千景議員が「教育改革」の要として、教育基本法の「改正」を取り上げた。この問題はすでに、昨年の一連の重要法案が通った直後に自自公改憲派議員を中心として、待ってましたとばかりに「次は教育基本法である」との声が出ている。民主党の一部議員もこれにのり、民主党として教育基本法の改正論議にのることが前提となって流れが作られた。この流れは、2002年の教育改革の様々な教育制度改編の動きのなかで本格的になっていくことが予想される。

教育基本法改悪は、改憲派にとっては、この間の諸悪法と同様に改憲実施までに地ならしを終えておかねばならない課題の一つである。改憲のポイントをどう押さえておくかは重要なことなのでこれまでの改憲派の主張をまとめて整理しておく、以下のように押さえることができるのではないか？

1. 前文——押しつけ憲法、日本の歴史、伝統に根ざした自主憲法であること。



2. 天皇——象徴という抽象概念から、国事行為の範囲を拡大、他国並みの君主制度に近付ける。
3. 平和主義——9条改正。自衛のための交戦権、集団安全保障制度への参加のための軍の保持。
4. 基本的人権——限界の明確化。公共の利害(福祉)によっては基本的人権も制約を受ける。
5. 国民の義務——義務の拡大(国土防衛隊など)。
6. 改憲手続き——改正手続きの緩和化。国民投票制度の廃止。

これらの主張を現実のものにしていくために改憲派は、マスコミや公官庁、学校・教育現場などあらゆる機関、方法を利用してイデオロギー操作を活発化させてくるだろう。現実には、もう何年も前から、教科書の自由選択制を視野に入れた自由主義史観教育の登場と拡大、マスコミによる天皇の大衆化、北朝鮮バッシングなどによる戦争脅威、自衛隊の海外派兵の既成事実化などが行われてきている。そして、昨今の目に余る日の丸・君が代の強制、徹底の動きである。国旗・国歌法を契機とした学校はいわずもがな、あらゆる公官庁、議会の場に日の丸・君が代を徹底しようという動きはすさまじい。

教育基本法の改悪というのは、ある意味でこうした様々なイデオロギー操作の集大成的な役割をはたすものになるだろう。改憲派にとって、国民投票をやって否定されるような事態は決してあってはならないことである。改憲に向けての国民投票はできれば避けたいところだし、改憲派議員で

圧倒的に構成している国会内の手続きで改憲を行なうことがベストであることは間違いない。そのために、憲法調査会はイデオロギー操作と共に法的手続きの簡略化が改憲派にとっての最大の狙いとなるだろう。その時には、どこまでそれにつこんでいいのか、情勢の煮詰まり状態を判断し、最終的な決断を下す事前の装置(国民の意識を測るリトマス紙)が必要になる。教育基本法の改悪は、まさにその装置として利用されることになるだろう。改憲派は、教育基本法の改悪をこうした改憲の流れのなかに位置付け、政治日程に組み入れ動きだしている。

教育基本法改悪の流れは、中曽根臨教審の時にも大きく浮上したが、改憲論議と共に先送りという形で沈潜化。ここにきて、憲法調査会の発足と共に更に大きく浮上してきた。参院本会議では扇議員は教育基本法「改正」の意味を基本法制定50年で、家族、地域社会、個人と公、生涯学習などの観点から見直しを求めた。これを見るかぎり、所属党派はこの間の変遷で変わっていても、「改正」派の教育基本法に対するスタンスは変わっていない。①古典近代主義による一般原則法にすぎず、日本の伝統や個性について触れていない ②利己的個人主義、物質主義が濃厚で、日本社会を支えてきた良き精神が欠落している ③個人の主張が強く公共性、共同体の視点が稀薄——というのが彼らの主な批判点である。これらの内容と上記、憲法改悪のポイント整理を見較べてほしい。重なり合いながら浮き上がってくるのは、押しつけ憲法、基本的人権の制限、国民の義務拡大といった内容である。

こうした教育基本法改悪の流れとと共に、一方では、教育改革が教育諸制度の改編と心の教育の重点化という方向で文部省—学校—地域ぐるみで進められている。ここでは地域が彼らにとっても、我々にとっても主戦場である。改憲派は80年から自民文教属を中心に教育を通したイデオロギー戦略の要として地域を位置付け、今日を見越した動きを着実に進めてきた。かつての自民党教育5小委員会の提言と報告「豊かな心と体を育てる諸施策」には地域学童へのスポーツ育成から日々の登校時のあいさつ運動に至るまで地域住民、保護者を動員した地域管理体制をどのように作り上げるかが事細かに書かれている。それらをまとめて整

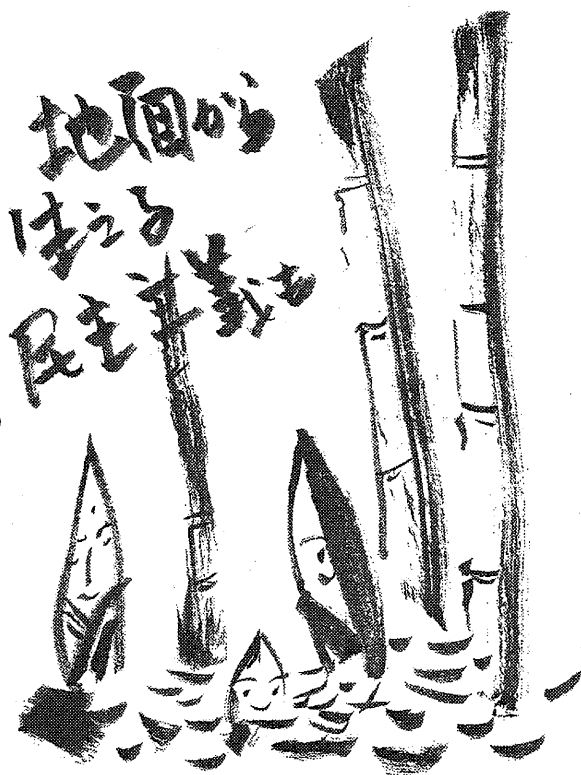


理すると以下のような内容にまとめられる。

改憲・自主防衛体制の構築 → 国民意識の統合  
→ 地域ぐるみの運動展開 → 日の丸・君が代の徹底  
→ 国家⇄文部省⇄学校を軸にした管理体制(教員、学校間の競争原理導入) → 地域・家庭の学校化  
→ 学校を地域管理のセンター化へ(この戦略に基づいて、勤労体験学習や型にはめた道徳教育、武道教育、オアシス運動といったあいさつ運動が展開されている)……概ね状況はこの方向でかなりのレベルまできているといわざるを得ない。改憲阻止に向けた闘いはこうした地域管理支配からどのように私たち自身が地域を取り返していくかがポイントとなるだろう。その当面の中心軸は教育基本法改悪阻止に向けた地域勢力の立ち上げである。

# 改憲・ 子供のころから 引きずって来たこと

全国委員 田中寿雄 (希望21・尼崎)



40年近く前になるとおもいます。私がまだ小学生の頃ですが、「改憲」、憲法を自分たちの手で創ろうという主張があるのを、私はそのころ初めてしました。

今の憲法は押しつけられた憲法であるから、自分たちにふさわしい憲法を自分たちの手で創ろうというものだったので、そうだったのか、それならその主張は納得できる、と子供心に思いました。

そういうことを主張されている方達が同時に、自分たちの国を自分たちで守るために、自分たちの国を守る自分たちの軍隊を持たなければならない、ということも主張されている方達でもあったので、国に対するとらえ方を当時私がどのようにとらえていたかは記憶にないものの、国を自分たちで守るということはいいとして、そのために軍隊を持たなければならないということには、それは違っただろうというふうに感じていました。

そのときから40年ほどの間に、何回か、「改憲」への動きを耳にしてき、その都度話し合ってきたことではありますが、私としては「改憲」への動きに対して真正面からそれを取りあげ、なんらかのアクションを起こすというよりは、どちらかというあまり乗れない、どこか冷めた感じを抱いてきました。

私は何時のころか判りませんが、制度を守るといのがどうも苦手な人間に類するようで、制度を変えたり、無くしたりということの方に興味が行く質なようです。

世の中のルールや慣習には、それなりに奥深い意味を持っているもんだと最近では思えるようになってきましたが、みんなが楽しく暮らすには、こんなルールはいらない、こんなふうに変えたほうがいいんじゃないか、とついつい思ってしまう傾向が強いです。

時には、こんな制度が必要だということも、もちろんありますが。

従って、軍隊を持つために、軍事行動ができるように、憲法を変えようという動きに対して、憲法を守れという言い方がどうもしっくりこない。

保守反動という言い方がありますが、保守の全てが必ずしも反動というわけでもないわけですから、スローガンとしてピッタリくるという場合もありますが、中身が大事なわけで、丁寧に議論を重ねるといことも必要なことだと思います。

つまり、憲法を守れ等という言い方は、私の感覚からすると、なにかしら、それだけだと、保守反動のような気分にとまいつかれているようでいい気がしない。なんといっても憲法は国家のルールですから、国家のルールを守れ、では、それがいいもんであってもそれだけではしっくりこない。

中身を回避して、どこか誤魔化しているのです。

押しつけられた憲法だから、自分たちの手で憲法を創ろうというのは、成る程と思わせます。しかしここにも誤魔化しがあります。押しつけられたものであれ、自分たちで創ったものであれ、良いものは良いし、悪いものは悪いのです。押しつけられたものであっても、良いと思えたら、有り難いものを与えてもらったと思っても、新たに作り直そうということにはならない。

だから、押しつけられたというところに意味が隠してあるわけです。ですから、姑息にも人を騙くらかすようなことをせずに、どういうところに不備を覚えるのか、どういふふうに変えたいのかの主張をはっきりさせ、全国的な論議を組織することが問われているのだと思います。

今までは、大事なことであるのに、どうも権力欲に取りつかれた人達の、陰湿な攻防という感が拭いきれなかったように思います。

憲法が金科玉条のものでないのは当たり前のことであって、私は勉強をしていますが、常々、天皇一族の移動に際する警備の多さには、もったいなさすぎる、税金の無駄遣いだと腹立たしく思っていますので、天皇のところなどは一人の人間として解放させてあげるためにも何とかしたいものだと思います。

そもそもこうした議論を、国会のなかだけで、議員のあいだだけで、数の論理や、取り引き、駆け引きをしながらやってきたことにこそ問題があるのだと思います。

ちなみに、国を守るために軍隊が必要という主張についてですが、私は軍事力はなくしていくべきだと考えていますので、憲法9条を支持していますし、世界中に広める努力をしていくことが大事だと考えています。

戦争は、子供の戦争ごっこや、誰かと誰かの喧嘩とは全く訳が違います。国と国との軍事衝突で

すから、否応なしに誰も彼もが巻き込まれざるをえません。

国と国との揉め事を武力によって解決する道を選ぶのか、選ばないのかが問われているにあって、自衛のための軍事力が必要などというのは、言葉の遊びではあっても、これを本当に真に受けるお人好しが居るとは思えませんが、人を騙くらかすための嘘八百にすぎないのはいうまでもないことです。

おおよそ、現代世界にあって、公式に、他国を攻め滅ぼすために軍事力を持つなどと言うところはないのであって、自国を守るために軍事力を増強しようとして、軍事競争、軍拡競争に陥りながら、戦争を繰り返してきているのが現実の姿にほかなりません。

そのことによってもたらされる悲惨さは、こうしたことを続けている限りにおいてはキリがなく続くというのが、今や、世界の常識でもあるのではないのでしょうか。

もう一度、「改憲」論議に話を戻しますと、9条は世界に広めるべきものだと思いますので、変える必要はないと思っていますが、何のために、何を、どのように変え

たいのか、その結果どういう影響が生じるのか、それに対して人々がどのように考えているのかといったことを、一つ一つ丁寧に大衆的、国民的論議と合意を、嘘八百や、誤魔化しをせずに図っていくべきだと思います。

ただその際に、国民の一人一人の暮らし、生活、生き方に、大きな影響を与えるものですし、私たちが徴収されている税金の、莫大なお金が投入されている訳ですから、まちがっても、国会の中だけで、国会議員の間だけで、あるいは官製の公聴会を開きました等といったようなことだけで、ことを済ませるようなことのないようには、しなければいけないと考えています。





今月号は、憲法関連の特集です。

国会でもとうとう憲法調査会というものが発足しました。成りゆきを注意しながらみていくとともに、私達なりに検証をしていく作業が急がれます。

ところで、自治体の議場に「日の丸」の掲揚等が強制されたり、県議会レベルで、卒業式・入学式での「日の丸」「君が代」の掲揚するよという決議を出してくる等、国会の発言とは異なった動きや規制が例年になく強まっています。「学習指導要領に明記されているから」とか処分をちらつかせながらの強制に教育現場はすでに混乱をしています。「いわれたままに動く人間・意思表示をしない人間」に教員達を、生徒達を、そして保護者達を変えていくつもりなのでしょうか……。『卒業式に出たくない!』というのが本音です。

そんな中、神奈川のF市で「学習指導要領に縛られない公立学校(チャータースクール)をつくらう」というNPO法人設立総会があったそうです。(神奈川新聞 2月26日付け) どんな形になっていくか、ちょっと面白い動きだなと思いました。

《希望21ホームページのお知らせ》

お待たせしました。ホームページのアドレスは

<http://www.5a.biglobe.ne.jp/~kiboh21/>

です。

どうぞよろしく。

私たちは、現在のモノ中心の社会を、人間が人間らしく生きることのできる社会へとつくり変えていくことをめざします。

人間らしい社会——人と人が平等に、ともに助け合って、人間が自然の一部としての本来の姿で生きることのできる社会——を、実現することこそが、人々の希望です。私たちはそのために、あらゆる領域で民主主義を徹底し、民主主義の実現をはばむものに対してたたかいます。

私たちは、世界に戦争と大国主義の不平等をもたらす憲法改悪を許しません。9条の理念の実態を日本から作っていくことによって世界の平和と民主主義の実現に貢献していきます。国と国とは対等平等の関係にあり、人間らしく生きることを豊かさの尺度に、人々の在り方を人々が決め、どこの誰でも本当に武力を必要としない国際社会の実現こそが、平和の実現です。

私たちは、地域から国の進路、世界の在り方を決定する政治的な力をつくっていきます。そのために、私たちの意志、知恵や力を結集し、互いの経験に学び合い、信頼を築き合いながら、自治の実現をめざします。何かに頼ることなく、広範な人々とともに、変革の力をつくり、その統一を推進することを自らの役割とします。

世界の現実を変えること——それは私たち自身の在り方、運動の在り方を変えることなくしては実現できません。私たちは自らを変え、人と人との関係を変えあうなかで、現実を変革していきます。本音を出し合い、あらゆる困難をともに克服し、成功や喜びを、そして失敗や悲しみをも共有し、助け合ってたたかいの輪を広げ、その中に新しい社会を準備していきます。

人間らしい社会の実現をめざし、世界の平和と民主主義を求める人々とともに、希望の実現に向けて進みます。

1部 200円 定期購読をよろしくお願ひします! 年間購読料:3,000円(送料込み)

郵便振替: 00100-1-97125 『希望の21世紀』

購読申込 〒228-0802 相模原市上鶴間2973-3-110 TEL&FAX042-740-4794

月刊 『希望の21世紀』 ●53号 2000年1月30日

編集発行 ●「希望の21世紀」全国委員会

連絡先

●希望21・三多摩  
東京都日野市多摩平6-20 公住219-5 三浦方 TEL&FAX 042-582-2407

●希望21・京都  
京都市伏見区桃山南大島町1-4 桃山南団地39-304 吉田方 TEL&FAX 075-622-2580

●希望21・未来はみんなでつくり隊  
東京都世田谷区上祖師谷6-29-1 みやび荘205号 菅原方 TEL&FAX 03-3305-0300

●希望21・門真  
大阪府門真市北巢本町17-7 安井文化202 戸田方 TEL&FAX 0720-85-6491

●希望21・北摂  
大阪府高槻市城北町2丁目14-27 自然館ルーム TEL0726-71-6640 FAX 0726-74-6975

●希望21・尼崎  
兵庫県尼崎市田能3丁目22-1 田中寿夫方 TEL&FAX 06-6491-4107

